

労働審判事件取扱支部の拡大について

- 従前、労働審判事件の取扱いは、全国の地裁本庁のほか、東京地裁立川支部と福岡地裁小倉支部のみ
- 日弁連から労働審判事件の取扱支部の拡大等について提案を受け、平成26年10月より、最高裁と日弁連との間で、全国的な見地から具体的な意見交換
- 最高裁において、予想される労働審判事件数や、本庁に移動するための所要時間等の利便性を基本としつつ、事務処理態勢、労働審判事件の運用状況及び労働審判員の安定的な確保を含めた地域的事情を総合的に勘案しながら検討
- ①静岡地裁浜松支部、②長野地裁松本支部、③広島地裁福山支部においても、平成29年4月より労働審判事件の取扱いを開始

